

白石市地域防災計画

【概要版】

I	地域防災計画とは	p1
II	地域の災害危険性	p2
III	災害に備える活動	p3
IV	災害時の活動	p5



令和5年3月

白石市

I 地域防災計画とは

1 計画の目的

白石市地域防災計画(以下「地域防災計画」といいます。)は、災害対策基本法第 42 条の規定により、白石市防災会議が作成する計画です。この計画では、防災関係機関や公共的団体その他住民がその全機能を発揮して、災害による被害の軽減、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としています。

2 計画の構成と内容

白石市地域防災計画は、災害種別の計画(地震災害、風水害、原子力災害)及び資料編で構成しています。また、災害種別の計画は、災害種別の基本事項(総則)のほか、平時の取組(災害予防対策)、災害時の対応(災害応急対策)及び災害からの回復(災害復旧・復興対策)の3つの局面を基本として構成しています。

白石市地域防災計画の構成

項 目		内 容
地震災害対策編	総 則	地震対策の基本的視点、防災ビジョン、想定地震、被害予測結果、事務又は業務の大綱
	災害予防対策	地震被害を防止・軽減するため、平常時に行うさまざまな備えや耐震化等の計画
	災害応急対策	地震が発生したときの活動体制、被災者の救助・救援活動、二次災害の防止措置等の計画
	災害復旧・復興対策	被災者の生活再建支援、農林水産業者や中小企業者等の復旧支援、公共施設の復旧等の計画
風水害等対策編	総 則	風水害対策の基本的視点、防災ビジョン、風水害及び事故災害の被害想定
	災害予防対策	河川の氾濫や浸水、土砂災害等の被害を防止するため、平常時に行うさまざまな備えの計画
	災害応急対策	大雨、洪水、暴風等のおそれがあるときや災害が発生したときの活動体制、被災者の救助・救援活動の計画
	災害復旧・復興対策	被災者の生活再建支援、農林水産業者や中小企業者等の復旧支援、公共施設の復旧等の計画
	個別事故災害対策	流出油事故、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事、林野火災、鉄道災害、雪害、火山災害の各個別事故災害に対応した予防、応急、復旧対策計画
原子力災害対策編	総 則	原子力災害対策の基本的視点、想定される被ばくの影響、防護措置、事務又は業務の大綱
	災害予防対策	原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策計画
	災害応急対策	原子力事業者から特定事象等の通報があった場合の対応及び原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策計画
	原子力災害中長期対策	原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策

Ⅱ 地域の災害危険性

1 地震

白石市域に被害が発生した過去の主な地震としては、1978年(昭和53年)の「宮城県沖地震」や2011年(平成23年)の「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」、2022年(令和4年)の「福島県沖地震」などが挙げられます。

主な地震災害	市内の最大震度	死者数	負傷者数
1978年宮城県沖地震	5	2人	29人
2011年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	6弱	4人	18人
2022年福島県沖地震	5強	0人	4人



東日本大震災の市道南小路の様子

2 風水害

◆ 洪水浸水想定区域

白石市内には、白石川、斎川、谷津川、塩川、沢の内川、高田川、平家川、大太郎川、児捨川、天津沢川の洪水浸水想定区域があります。洪水浸水想定区域は、大規模な洪水氾濫が発生した場合に浸水が予想される区域で、小原地区を除く全ての地区に分布しており、最大浸水深は5.0m～10.0mと予想されています。

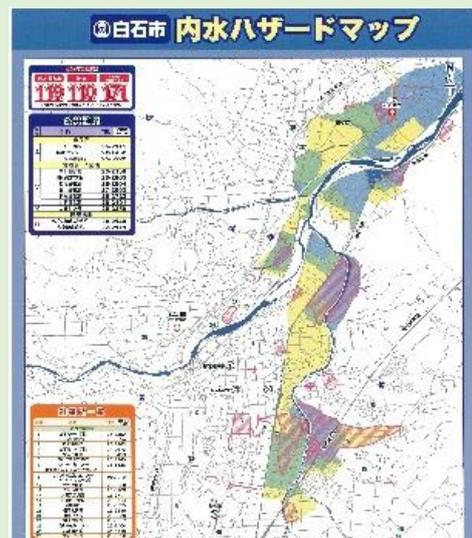
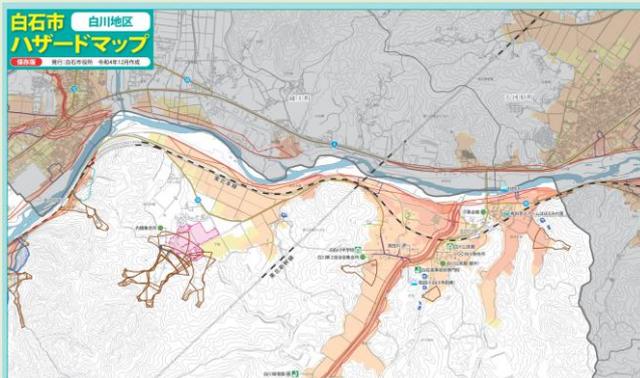
◆ 土砂災害警戒区域

白石市内には、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」が309箇所指定されています。また、「土砂災害警戒区域」では警戒避難体制等の整備が行われ、特に著しい危険が予想される「土砂災害特別警戒区域」では開発行為や建築物の構造規制等が行われます。

なお、土砂災害には、3つの現象(急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり)があり、土石流の警戒区域は市内広範囲に、地すべりの警戒区域は小原地区に多くみられます。また、急傾斜地の崩壊に対する警戒区域は、白石地区に多くみられます。

ハザードマップを確認しましょう！

白石市では、洪水、土砂災害等から円滑に避難できるように、災害危険区域や避難場所等を示したハザードマップを作成、公表しています。



Ⅲ 災害に備える活動

1 地域防災力の向上

◆ 防災訓練

白石市では、毎年6月に多くの防災関係機関や住民等が参加する総合防災訓練を実施し、大規模災害を想定した避難所開設訓練、各種救助・救援活動を実践しています。また、市内の小中学校区、自治会等でも地域の実情に応じた防災訓練が実施されています。

市民の皆様もこれらの防災訓練に参加し、自助・共助、地域防災力の向上を図りましょう。



消防署による救急救命訓練



災害ボランティアセンター開設訓練

◆ 避難行動要支援者の支援体制づくり

災害時に避難支援が必要な方(避難行動要支援者)の名簿を作成し、平時から地域の避難支援等関係者(自治会等)に名簿情報を提供します。地域では、この名簿情報等を活用し、安否確認や避難支援体制を整備することが期待されています。

また、避難行動要支援者ごとの具体的な支援方法をまとめた『個別避難計画』の作成を促進し、避難支援体制の更なる充実を図ります。

避難行動要支援者等の用語について

「要配慮者」 …… 高齢者、障がい者、乳幼児・妊産婦、慢性疾患を有する方など特に配慮を要する方です。

「避難行動要支援者」 … 要配慮者のうち、自力で避難することができない方です。

- ☛ 白石市では、次の方を避難行動要支援者に位置付けて名簿を作成しています。
 - ① 一人暮らし又は寝たきり、高齢者のみの世帯で、災害時に支援が必要な方
 - ② 障がいのある方で災害時に支援が必要な方
 - ③ 上記のほか災害時に支援が必要な方

「避難支援等関係者」 … 避難行動要支援者の避難を介助する団体や個人です。

- ☛ 白石市では、自治会、自主防災組織、消防団、消防署、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係機関・団体、医師会等医療機関・団体の方々です。

2 防災体制の整備

災害時に必要となる資源を確保するため、市内の備蓄や市内外の協力体制を整備しています。

◆ 家庭内備蓄等の促進

白石市では、各家庭における水や食料、生活用品等について、「最低3日、推奨1週間」分の備蓄を勧めています。また、家族に要配慮者や食物アレルギーのある家庭では、介護用具、医薬品、医療用器材、専用食料などの備蓄も必要です。事業所等においても、従業員、来客等が道路や交通機関の被害で帰宅困難となる状況を想定し、事業所内で一時滞在できるように備蓄することを勧めています。

◆ 公的備蓄の推進

白石市では、大規模災害時の備えとして、被災して避難される方に必要な水や食料、生活用品の他、救助用の資機材などを、市内の備蓄倉庫に備蓄するように努めています。

◆ 災害時応援協力協定の締結

白石市では、大規模災害時に、食料、物資等の提供、災害対策の協力等がえられるように、市内外の関係団体・企業と45の災害時応援協力協定を締結しています。(令和5年3月現在)

3 災害に強いまちづくり

災害による被害を最小限にするためには、私たちの住むまちを「災害に強いまち」に変えていく必要があります。白石市では、建築物の耐震化等を進めています。

◆ 住宅等の耐震化の促進

地震による死傷者の原因で最も多いのは、建物の倒壊によるものです。さらに、建物が倒壊すると、道路を塞ぎ、救急・消火活動の大きな障害にもなります

このため白石市では、耐震改修促進計画に基づいて住宅や公共建築物の耐震化を促進しています。また、住宅については耐震診断や耐震改修の補助制度を設け(下表参照)、耐震化を支援しています。

	補助制度の概要
木造住宅耐震診断助成事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅の耐震診断を行う場合、その診断費用の一部を助成(助成対象限度額150,800円のうち142,400円を上限に助成)
木造住宅耐震改修工事助成事業	木造住宅耐震診断助成事業で作成した耐震改修計画に基づいて、改修設計および改修工事を行う木造住宅を対象に、補助対象経費のうち5分の4(最大100万円)を助成。併せて耐震化工事以外のリフォームがある場合は、補助対象経費の25分の2(最大10万円)を上乗せ補助

◆ 転倒・落下物等対策の促進

建物が無事でも家具や大型家電の転倒、ガラスの飛散によってけがをしたり、建物の外に避難する経路を塞いだりします。また、ブロック塀の倒壊や落下物によって、歩行者等に被害を及ぼしたり、緊急車両の通行の妨げになったりしてしまふこともあります。

白石市では、家具等の転倒防止対策の啓発に努めているほか、危険なブロック塀等の除却費用の一部を補助しています。

IV 災害時の活動

1 情報伝達・災害相談

災害時には、しろいし安心メール(右図参照)、緊急速報メール(エリアメール)、広報車、ホームページ、SNS 等を活用して避難情報や生活支援情報等を発信します。

また、市役所等に災害相談窓口を開設し、被災者からの問い合わせ、相談に対応します。

しろいし安心メールについて

あらかじめ登録していただいたメールアドレスに、市からの災害情報などを配信します。右のQRコードから登録できます。



2 避難活動

◆ 避難指示等の発令

住民の方々がとるべき避難行動を直感的に理解できるよう、「5段階の警戒レベル」を明記して避難情報を発信します。

市が警戒レベル3以上の避難情報を発令する際は、警戒レベル、対象地区、避難先等を発信します。

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
レベル 5	既に災害が発生又は発生する直前の状況です。命を守るための行動を直ちにとりましょう。	緊急安全確保 【市が発令】
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~		
レベル 4 【全員避難】	速やかに危険な場所から避難先へ全員避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難指示 【市が発令】
レベル 3 【高齢者等は避難】	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難しましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 【市が発令】
レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報、大雨注意報 【気象庁が発表】
レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 【気象庁が発表】

### ◆ 避難所の開設・運営

災害が発生又は災害が発生するおそれのある場合、市職員が施設管理者等と協力して避難者の受入れを行います。また、避難所の運営は住民による自治を目指し、自主防災組織等が主体となった避難所運営委員会を立ち上げます。

なお、一般の避難所での生活が困難な方々には福祉避難所を開設し、専門的な介助を行います。

また、在宅避難者、車中生活を送る避難者等にも、避難所に滞在する避難者と同じように支援します。

### 3 二次災害の防止活動

#### ◆ 被災建築物の応急危険度判定

地震により建物が被災したときは、余震によって建物が倒壊するおそれがあります。このような二次災害を防ぐために、被災した建物を対象に応急危険度判定を実施します。

これらの判定は目視で行い、建物の入口等にステッカー(右図参照)で表示します。

なお、この判定は危険を防止するためのもので、罹災証明書を発行するための被害認定調査は、この判定の後で実施します。



(例) 建物の応急危険度判定のステッカー

#### ◆ 被災宅地の危険度判定

地震や液状化によって地盤に亀裂などが生じた宅地では、家屋等が倒壊するおそれがあります。このような二次災害の危険を防ぐため、宅地の危険度判定を実施します。

判定結果はステッカーで表示し(右図参照)、危険がある場合は、警戒避難対策や危険区域への立入制限等を行うことがあります。



(例) 宅地の危険度判定のステッカー

### 4 被災者への生活支援

#### ◆ 給水

水道が断水したときは、断水地区の病院や福祉施設等に優先的に給水するほか、避難所等に給水拠点を設置して被災者の方々に飲料水等を提供します。白石市が対応できない場合は、自衛隊や県、他の水道事業体に応援を要請して飲料水等を提供します。

#### ◆ 食料・生活必需品の提供

災害発生当初は、白石市が備蓄している水、食料、生活必需品を提供します。また、必要に応じて、災害応援協定を結ぶ企業等からも調達します。

白石市内での調達が困難な場合は、自衛隊の炊き出し、国・県・近隣市町村、さらには全国に救援を要請し、ホワイトキューブ等を集積拠点として救援物資を受け入れて各避難所に配送します。



集積拠点の様子(令和2年7月豪雨、球磨村)  
出典:(一財)消防科学総合センター「災害写真データベース」  
<https://www.tand.or.jp/>

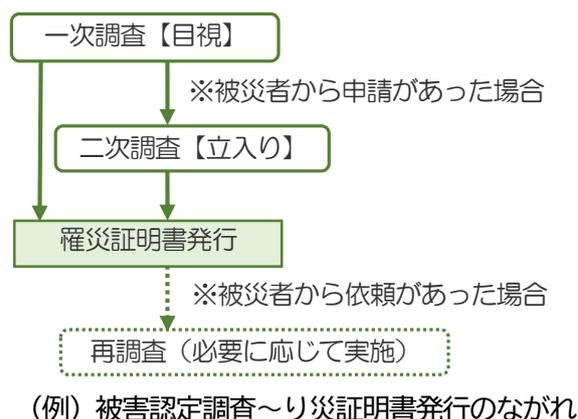
#### ◆ 衛生・防疫対策

災害時は断水や下水道が損壊して水洗トイレが使えなくなることがあります。白石市では備蓄する仮設トイレなどを設置して対応します。

### ◆ 罹災証明

生活再建支援金や義援金等の受給、応急住宅への入居申請、市税の減免等の申請には、住宅の被害の程度を証明する「罹災証明書」が必要です。

市では、二次災害等の危険が解消した段階で個々の住宅を調査し、また、被害状況がわかる写真を被災者の方から提出して頂いたりして被害程度を判定し、罹災証明書を発行します。



## 5 交通・輸送対策

国道4号、国道 113 号は緊急輸送道路に指定されています。大規模な災害時は消防車等の緊急通行車両の通行を確保するため、一般車両の通行を制限したり、放置車両等を移動したりする場合があります。

また、救援物資等を速やかに輸送するため、関係機関の車両を活用したり、運送事業者等に緊急の輸送を要請したりします。車両での輸送が困難な場合などは、県にヘリコプターによる輸送を要請し、ヘリコプターの臨時離発着場を緑地公園や市営球場などに開設します。

## 6 災害ボランティア

災害発生時には、多くのボランティアが集まり、被災地の復旧に大きな力を発揮します。白石市は、社会福祉協議会と協力して災害ボランティアセンターを設置します。

災害ボランティアセンターでは、ボランティアの登録・管理、ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整、ボランティアの派遣・募集等を行います。

## 7 災害復旧・復興

### ◆ 生活等の再建支援

被災された方々が一日も早く自力で生活ができるようにするため、国、県、白石市、その他公共機関が協力して、支援金の支給や資金の貸付、住宅の確保、税金の特例措置等を行います。

また、被災した中小企業者等へ経営や復旧に必要な資金の融資を行うほか、被災した農林水産業者等へ復旧に必要な資金の融資、被災した農作物の代替作付の助成等を行います。

### ◆ 災害復興

白石市は、住民等の生活や地域の機能、文化・産業の再建を図る災害復興事業を速やか、かつ計画的に実施するための臨時組織として、災害復興計画を作成します。

住民等・関係団体等と協力して、復興のための基本方針、基本計画、合意形成の推進等を図り、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の各分野における種々の復興事業を推進します。